

VIII まちづくり推進のための方策

1 市民参画の推進

まちづくりの推進に際しては、市民と行政が共にまちづくりのビジョンを共有し、それぞれの責任を明確にし、それぞれの役割を果たせるような協働の関係をつくりあげることが必要です。

このため、広報広聴活動の充実や情報公開の推進により情報の共有化に努めるとともに、市民から市政への政策提言や協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに努め、市政への様々な段階における多様な形での市民参画を推進します。

さらには、このようなまちづくりを進める方策として、自治基本条例の制定を検討します。

また、各地域の市民の意見を市政に反映させるため、合併前の市町村の区域ごとに、地域審議会を設置します。



2 行財政改革の推進

新市は、地方分権時代にふさわしい自立した責任ある行政経営体として、効率的・効果的な行政運営に努めていかなければなりません。

行政の効率化を進めるため、市民、民間と行政との役割分担を明確にした事務事業の見直しに努めるとともに、市民にとって常に分かりやすい簡素な組織づくりを進めます。

さらに、財源の安定的な確保に努めながら、投資効果を重

視した計画的な財政運営に努めます。

また、効果的な行政サービスの提供が行えるよう、情報化を通じた市民生活の利便性の向上を図りつつ、新市の行う施策を適切に評価する行政評価システムの構築を進めるほか、サービスの担い手である職員の政策形成能力の育成など資質の向上に努めながら、市民本位の充実した行政サービスの提供を進めます。